

名護市立学校適正規模・適正配置に 関する基本方針

【概要版】

学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定の背景と目的

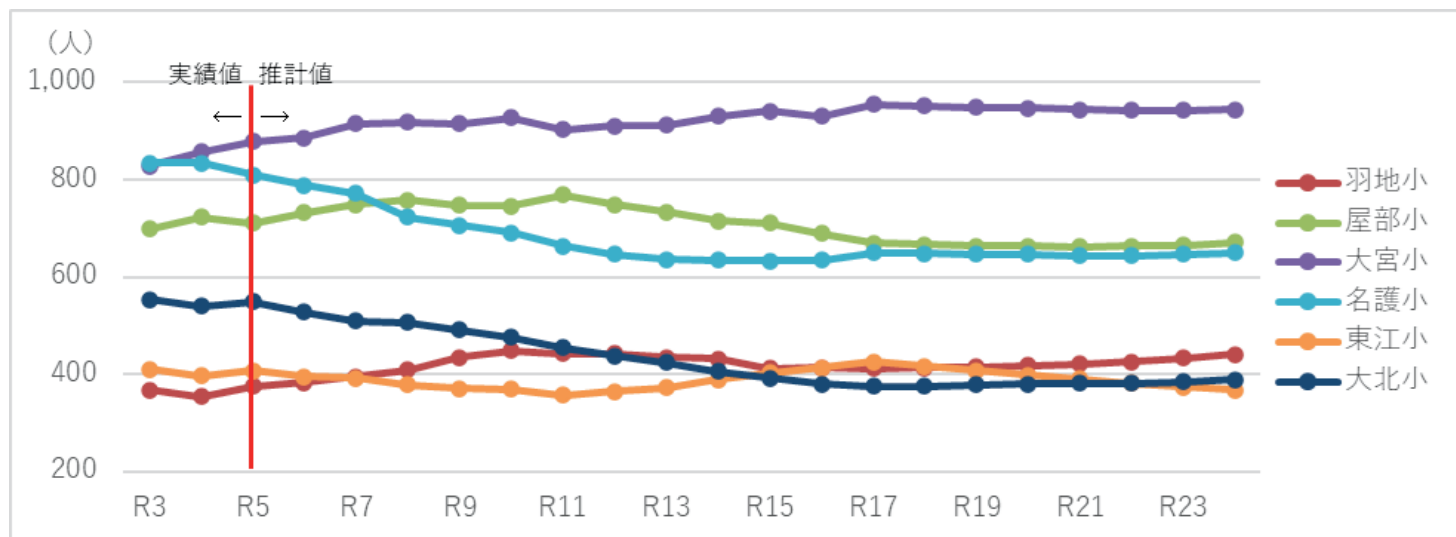
本市においては、中山分校を含め小学校が14校、中学校が8校設置されています。

現在、屋部小、大宮小及び名護小については、特別支援学級を含めると、学校全体で31学級以上を超えており、学校敷地が狭小のため、これ以上の増築は困難な状況にあります。また、現在小学校において小規模校が8校あり、現時点で、恒常的に複式学級が発生している学校は中山分校を除いてありませんが、今後の推移を見守りながら、教育環境の整備に努めていく必要があります。

このような現状を踏まえ、小中学校の今後の児童生徒数の推移に準じた学級数の動向、学校区及び学校施設の課題等を調査・分析・整理し、今後の本市における学校適正規模・適正配置に向けた「名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定を行うことを目的とします。

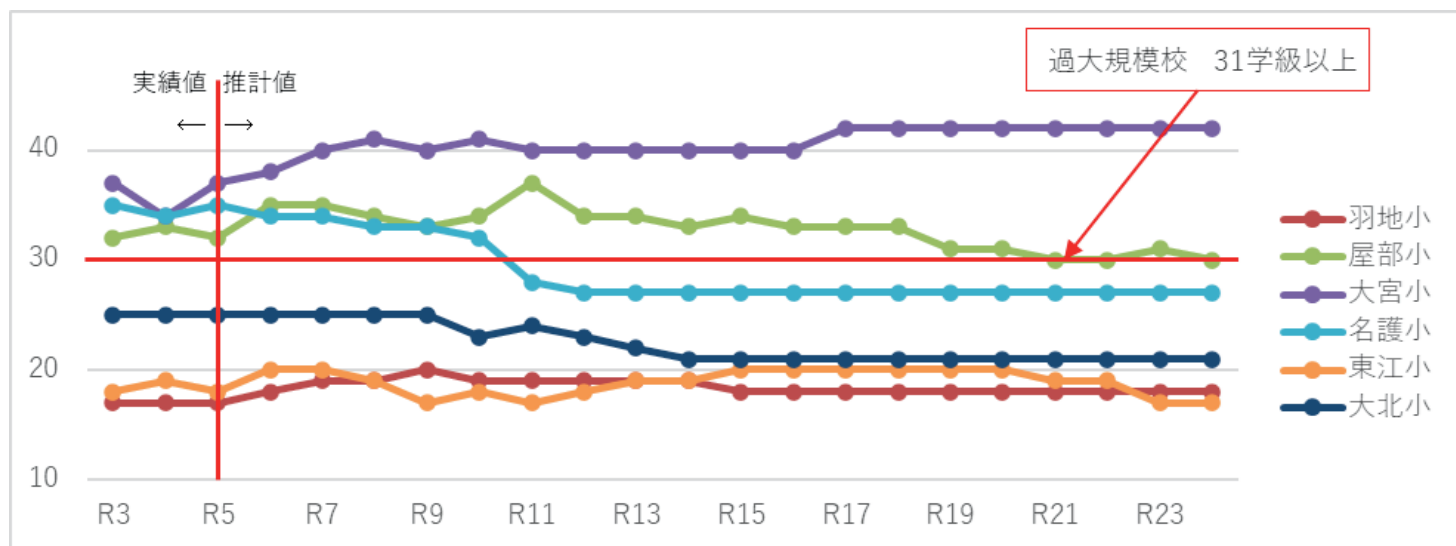
令和7年2月

【小学校】適正規模校・大規模校・過大規模校の推計（児童数）

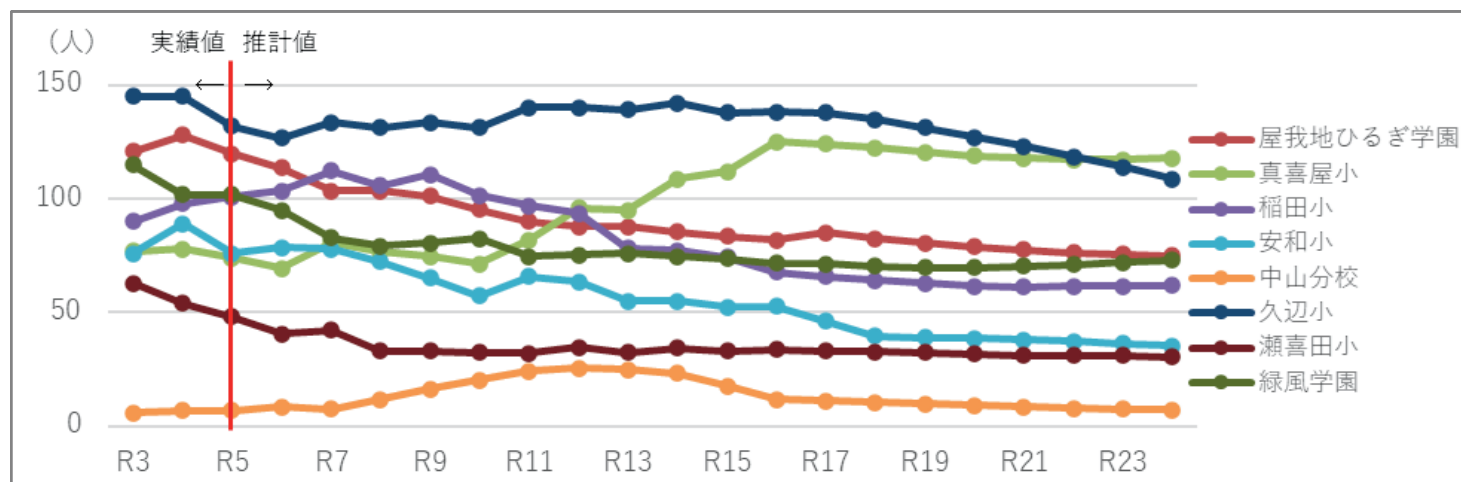


【小学校】適正規模校・大規模校・過大規模校の推計（学級数）

過大規模校を示す
※ () 内は特別支援学級



【小学校】小規模校の推計（児童数）



	実績値	推計値									
	R5	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20	R22	R24
屋我地ひるぎ学園	120	114	103	95	88	85	82	83	79	76	75
真喜屋小	74	69	77	71	96	109	125	122	119	117	118
稲田小	101	103	106	102	94	77	68	64	62	62	62
安和小	76	79	73	57	64	55	53	40	39	37	35
中山分校	7	9	12	20	26	23	12	11	9	8	7
久辺小	132	127	131	131	140	142	138	135	127	119	109
瀬喜田小	48	41	33	32	35	34	34	33	32	31	31
緑風学園	102	95	79	83	75	75	72	71	70	71	73

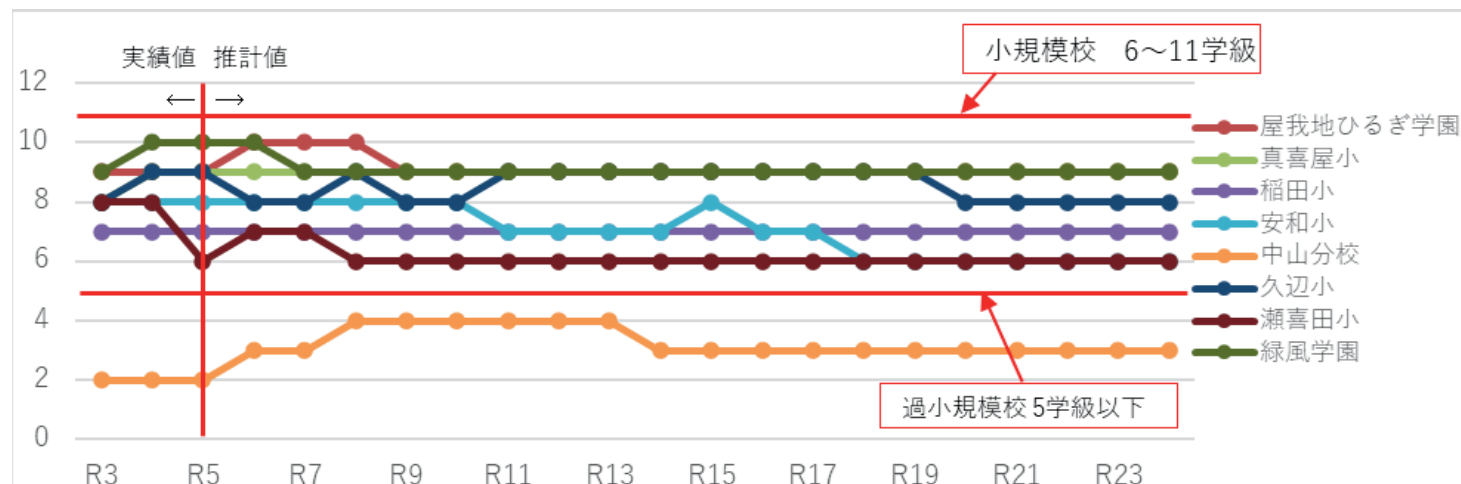
【小学校】小規模校の推計（学級数）

一部の学年に複式学級がある

全学年が複式学級となる

※（ ）内は特別支援学級

※中山分校は1～4年生まで



	実績値	推計値									
	R5	R6	R8	R10	R12	R14	R16	R18	R20	R22	R24
屋我地ひるぎ学園	9(3)	10(4)	10(4)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)
真喜屋小	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)
稲田小	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)
安和小	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	7(2)	7(2)	7(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)
中山分校	2(1)	3(1)	4(1)	4(1)	4(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
久辺小	9(3)	8(2)	9(3)	8(2)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	8(2)	8(2)	8(2)
瀬喜田小	6(2)	7(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)
緑風学園	10(4)	10(4)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)

名護市の学校適正規模・適正配置の定義

【適正規模】

1 学校あたり 6～24学級（※普通学級を基準とします。）
 （小学校）1 学年あたり 1～4 学級
 （中学校）1 学年あたり 1～8 学級

【適正配置】

分類	通学距離の目安
小学校	おおむね 4 km以内
中学校	おおむね 6 km以内

市立小学校の学校規模区分から見る現状

令和6年度、令和11年度、令和16年度に学校規模区分では下記の区分に属します。この区分ごとに適正化に向けての対策を検討していきます。

分類	小規模校			適正規模校			大規模校			過大規模校		
1校あたりの学級数	5 学級以下			6～24学級			25～30学級			31学級以上		
児童生徒数の目安	200人未満			200～800人			801～1,000人			1,001人以上		
		普通	特支		普通	特支		普通	特支		普通	特支
令和6年 2024年	中山分校	2	1	屋我地小	6	3	屋部小	24	10	該当なし		
	瀬喜田小	5	2	真喜屋小	6	3	大宮小	27	12			
				羽地小	12	4	名護小	26	11			
				稲田小	6	1						
				安和小	6	3						
				東江小	12	5						
				久志小	6	3						
				久辺小	6	3						
				大北小	22	6						
令和11年 2029年 (推計値)	安和小	5	2	屋我地小	6	3	屋部小	26	11	該当なし		
	中山分校	3	1	真喜屋小	6	3	大宮小	29	11			
	瀬喜田小	4	2	羽地小	15	4						
				稲田小	6	1						
				名護小	21	7						
				東江小	12	5						
				久志小	6	3						
				久辺小	6	3						
				大北小	17	7						
令和16年 2034年 (推計値)	安和小	5	2	屋我地小	6	3	大宮小	29	11	該当なし		
	中山分校	2	1	真喜屋小	6	3						
	瀬喜田小	4	2	羽地小	14	4						
				稲田小	6	1						
				屋部小	23	10						
				名護小	20	7						
				東江小	14	6						
				久志小	6	3						
				久辺小	6	3						
				大北小	14	7						

適正規模・適正配置の実現に向けた方策を実施する学校の選定

上記、学校規模区分からみる現状から、屋部小・大宮小・名護小については、特別支援学級を含めた場合は過大規模校となることから、その方策について検討・実施することとします。

また、小規模校については、現時点で複式学級が発生している、又は将来推計で複式学級が発生し、その状況が恒常的になることが予想される安和小・中山分校・瀬喜田小について、その方策について検討・実施することとします。

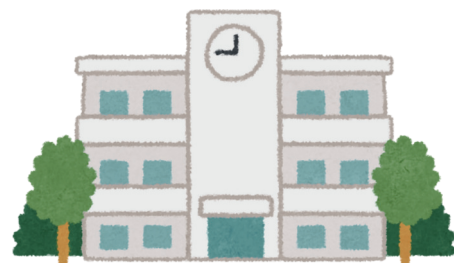
なお、中学校においては、すべて適正規模となっていることから、今回については検討致しません。

過大規模校の適正化を図る手法

「特認校制度等」を採用し過大規模校の受け入れ先となる東江小及び大北小について、魅力化を図ることで、指定校変更制度による過大規模校への進学を抑制すると共に、過大規模校の通学区域の児童も受け入れることで、市街地における５つの小学校（屋部小・大宮小・名護小・東江小・大北小）の児童数の平準化を目指します。

過大規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策

- ① 東江小学校に市内全域又は特定の学校から選択できる制度を導入し、東江小学校区に居住していながら指定校変更制度により流出している状況を抑制すると共に、過大規模校からの児童を受け入れることで、児童数の平準化を目指します。なお、保護者が子弟が通う学校を検討する際には、小学校だけではなく、進学する中学校も見据えた上で学校を選択することが通常であることから、特色ある教育の導入にあたっては、東江小学校のみならず、東江中学校も含めるものとし、その内容については、今後、学校・地域・保護者と協議を重ねて具体的に検討していきます。また、審議会において特色ある教育の案として出された意見については、特色ある教育の検討に当たって協議する際の参考資料とします。
- ② 大北小学校の特色ある教育をＰＲすることで、大北小学校区に居住していながら指定校変更制度により流出している状況を抑制することで、児童数の平準化を目指します。
- ③ 屋部小学校区全体を調整区域とし、指定校変更制度を活用して安和小学校への入学・転学を可能とし、併せてこれをＰＲすることにより、屋部小学校の児童数減を図ります。（安和小学校の小規模校解消に向けた取組にも寄与します）。
- ④ ①については、令和９年度からの実施を目標に取り組みます。②及び③については、令和８年度の入学に向けて令和７年度からの実施を目標に取り組みます。
- ⑤ ①の開始から５年毎を目途に検証を行い、過大規模校の解消が今後見込めないと判断した場合は、更なる方策を検討します。



小規模校の適正化を図る手法

通学区域の弾力化（指定校変更制度）と「特認校制度等」を採用すると共に、子育て環境の充実についての検討も含め、それぞれの学校の状況に応じて設定を行い、単式学級の維持を目指します。

しかしながら、上記の手法を講じてもなお、複式学級の解消が見込めないと判断される学校については、近隣校との統合について検討します。

小規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策

①安和小学校について

- （ア） 屋部小学校区全体を調整区域とし、指定校変更制度を活用して安和小学校への入学・転学を可能とします。（令和7年度実施目標）
- （イ） 上記制度内容と現在の特色ある教育をPRすることで、児童数増を目指します。（令和7年度実施目標）
- （ウ） 放課後の子供の居場所設置について、事業形態や事業主体も含めて教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。（令和7年度協議開始）
- （エ） 上記取組の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、屋部小学校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際には、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

②中山分校について

- （ア） 今後の在り方について、教育委員会・保護者・地域・学校で協議を行い、令和7年度中を目標に、遅くても令和8年度中には方向性を決定します。
- （イ） 継続を行う場合は、小規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策の検討を教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。
- （ウ） 継続を行う場合は、（イ）により決定した事項の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、本校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際には、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

③瀬喜田小学校について

- （ア） 小規模特認校制度を活用し特色ある学校を構築し、併せてこれをPRすることにより、複式学級の解消を目指します。（令和9年度実施目標）
- （イ） 放課後の子供の居場所設置について、事業形態や事業主体も含めて教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。（令和7年度協議開始）
- （ウ） （ア）の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、東江小学校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際には、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

④上記以外の小規模校について

上記で方針を定めた学校以外の小規模校（真喜屋小・稲田小・久辺小）については、年度ごとに児童数の推移を注視し、複式学級の発生が予想される場合は、上記の例を参考に小規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策の検討を教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。なお、真喜屋小については、地域からの要請もあり、令和7年度に複式学級が発生することも予想されることから、令和7年度から教育委員会・地域・学校で意見交換を行う必要があります。

学校規模の適正化を図る手法

学校規模の適正化を図るための手法は以下のとおりとします。

対策の分類	項目	内容
過大規模校	校区の調整区域化	学校区の一部又は全部を調整区域とし、隣接する学校への転入学を可能とする
	過大規模校への流出抑制及び受入	受入校に市内全域又は特定の学校から選択できる制度を導入し、児童生徒の流出を抑制すると共に、過大規模校からの児童を受け入れる
	情報発信	受入校の特色ある教育を情報発信することで、児童の流出を抑制する
小規模校	校区の調整区域化	隣接する学校区の一部又は全部を調整区域とし、小規模校への転入学を可能とする
	情報発信	小規模校の特色ある教育を情報発信することで、児童の流出を抑制すると共に過大規模校からの児童を受け入れる
	子供の居場所設置検討	放課後の子供の居場所設置について検討する
	小規模特認校制度の導入	小規模特認校制度を活用し特色ある学校を構築し、市街地から少人数学級を希望する児童の受入れを行う
小規模校 (分校)	継続・統合について協議	分校の継続又は本校への統合も含めて、早期に協議を行い方向性を決定する

各小学校の方策実施スケジュール

学校	方策	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14～
東江小学校	特色ある教育の導入	●検討	●実施					5年ごとに検証	5年ごとに検証
大北小学校	特色ある教育のPR	●検討	●実施						
屋部小学校	屋部小校区の調整区域化で安和小への転出促進	●検討	●実施				5年ごとに検証		5年ごとに検証
安和小学校	特色ある教育のPR	●検討	●実施				5年ごとに検証		5年ごとに検証
	子供の居場所設置	●協議開始		●第2ステップ					
瀬喜田小学校	小規模特認校制度	●検討	●実施					5年ごとに検証	5年ごとに検証
	子供の居場所設置	●協議開始		●第2ステップ					
中山分校	分校継続または統合の検討	●協議	●方向性決定	●方向性決定後の取組					
上記以外の小規模校	今後の児童数の推移を注視 ※真喜屋小については、令和7年度から意見交換を開始	●児童数の推移を注視							

名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針【概要版】

名護市教育委員会
〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
TEL:0980-43-7270

